

適合性検査のお申込みに係る合意事項

はじめに

次に掲げる各事項は、インターテック ジャパン株式会社(以下、「当社」という)が、電気用品安全法(以下、「電安法」という)に基づく適合性検査業務の受付にあたり、申請者に合意を求めめる事項です。すべての事項に合意を頂ける場合のみ、適合性検査のお申込みを受け付けます。

1. お申込みについて

- 1.1 適合性検査を実施するために当社が求める文書、資料、情報、および製品サンプルすべてをご準備下さい。
- 1.2 適合性検査にあたり必要な場合、製造工場への立ち入り、検査設備および文書等の確認を行います。
その際は、申請者の要員に同行を求めます。また、オブザーバーとして当社の要員及び/又は経済産業省、製品評価技術基盤機構が参加する場合がございます。
- 1.3 当社は、適合性検査の実施にあたり、申請者に書面による同意を得たうえで一部または全部の業務を外部機関に委託出来るものとなります。
- 1.4 当社の業務範囲は、電安法第九条に係る登録認証機関の登録区分の範囲と致します。
- 1.5 適合証明書等は、電安法第九条第1項に基づき提出された製品のサンプル、及び/又は製造工場の検査設備を検査した結果、技術基準に適合したことを証明する文書であり、申請者が製造およびあるいは輸入する、すべての製品の適合性を保証するものではないことをご了承ください。
- 1.6 別途定める当社の一般取引条件に承諾頂きます。

2. 申請者の責務

本合意事項に基づく申請者の責務を理解し、以下の事項を遵守ください。

- 2.1 電安法の要求事項に常に適合し、電気用品の製造およびあるいは輸入を行うこと。
- 2.2 適合性検査を実施するために、当社が必要とする適合性検査に係る事項すべての手配を行うこと。
- 2.3 適合証明書等に記載された事項のみが有効であり、有効な適合証明書等がない電気用品には PSE マーク及び当社のロゴを表記しないこと。
- 2.4 当社の信頼を損なうような適合証明書等の使い方をしないこと。
- 2.5 誤解を招く、または適合証明書等の記載事項から逸脱すると当社が判断し、表明の取りやめを求めた場合、それに従うこと。
- 2.6 申請者自身で、適合証明書等を複写し、その写しを他者に提供しないこと。
- 2.7 広告または宣伝資料などで適合証明を受けたことを表明する場合、当社の指示に従うこと。
- 2.8 適合証明を受けた本製品に係る苦情を記録し、当社の要求に応じて利用出来るようにすること。
- 2.9 上記の苦情、及び本製品の不備に関して適切な処置をとり、文書で記録すること。
- 2.10 適合証明書等の記載事項に影響を与える可能性のある変更を行う場合、電安法および関連法規の規定に基づいて経済産業省へ報告およびあるいは当社に届け出る等の適切な処置を行うこと。

3. 権利の留保

当社は、お客様に書面で通知をした上で、本製品の再検査を行う権利を留保します。こうした再検査は、技術基準の改正、本製品に使用される材料の特性に関する新しい情報、または本製品の技術基準への適合性についての疑義の申立てを受ける等に起因します。

4. 責任の範囲

- 4.1 当社による契約違反および/または当社が適切な技術及び注意を尽くさなかったことに関連して生じた損失、損害又は費用の請求に関する当社の責任範囲は、如何なる場合も当該請求の根拠となった当社との個別契約のもとで要求される具体的サービスの対価及び代理人手数料の総額を超えないものとします。
- 4.2 当社は、逸失利益および/または将来の営業損失および/または生産の損失および/またはお客様が締結した契約の解除・取消を含め、間接または結果損害に係る請求について責任を負わないものとします。
- 4.3 当社は、サービスの履行遅延または不履行に起因する損失または損害につき、戦争、内乱、強制徴用、政府若しくは議会による制約、禁止若しくは法律の制定、輸出入規制、ストライキ若しくは労働争議(自社若しくは第三者の従業員が関与しているか否かを問わない)、労働力若しくは資材の調達不能、機械の故障、火災又は事故、新型ウイルスの蔓延を含め(但しこれに限らない)、それが当社の支配を超えた事由により生じたものである場合、一切の責任を負わないものとします。かかる事由が生じた場合、当社は一切の責任を負うことなくサービスの提供に関する契約を解除するかまたは一時中止することができます。



適合性検査のお申込みに係る合意事項

5. 機密

5.1 機密保持

当社は、適合性検査業務の過程で得られた申請者に対する情報及び申請者以外から得られた申請者に関する情報を機密として取扱い、申請者から書面による承諾を得ることなく、提供された機密情報を自発的に第三者に開示しません。この義務は既に公知である情報には適用されないものとします。当社は、この機密保持義務は、適合証明書に記載した有効期限の満了後も存続することに同意します。

5.2 行政当局への報告

審査結果を経済産業省、経済産業局及び都道府県等の行政当局から要求のあった場合に開示します。

5.3 法律による開示命令

法律に基づき、機密情報の開示を命じられた場合、法律によって禁止されない限り、直ちに申請者に通知したうえで、請求者に情報を開示するものとします。

6. 不適合の取り扱い

6.1 適合性検査の過程において、技術基準への不適合が確認された場合、当社は申請者に通知いたします。

6.2 通知を受けた場合、40日以内に不適合事項の改善を行ったうえで当社にご連絡ください。

6.3 上記期間を過ぎてご連絡がない場合、申請を辞退されたと判断し、この業務を終了致します。

6.4 不適合事項の改善は、一度のお申込みにつき、2回まで受け付けます。

